

平成23年5月18日
行 財 政 局
(担当 財政部契約課 222-3311)

公共工事における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約の公正性、透明性及び競争性の向上を図るため、様々な取組を進めています。

この度、低入札価格調査基準価格の算定基準の見直しなど、公共工事における入札・契約制度を改正し、本年6月1日から実施します。

記

1 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格算定基準の見直し

公共工事における適正価格での契約の推進と品質の確保のため、国の低入札価格調査基準価格の算定基準が改正されたことを踏まえ、本市の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格におきましても同様の改正を行います。(低入札価格調査基準価格と最低制限価格の算定基準は同じです。)

※ 改正後の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、約2%上昇することが見込まれます。

現行

【範囲】	予定価格の70%~90%
【算定基準】	
①直接工事費の95%	} 合計額 ×1.05
②共通仮設費の90%	
③現場管理費の70%	
④一般管理費の30%	

平成23年6月~

【範囲】	予定価格の70%~90%
【算定基準】	
①直接工事費の95%	} 合計額 ×1.05
②共通仮設費の90%	
③現場管理費の 80%	
④一般管理費の30%	

2 市内中小企業の下請参入の促進

元請業者に対して、市内中小企業の下請参入を促進するため、工事請負契約約款第7条に基づく通知書の様式の変更等を行います。

(1) 下請業者選定の理由の記載

工事請負契約約款第7条に基づく「下請負契約等の通知書・変更通知書」の様式を変更し、「下請負人選定の理由」の記載を追加します。

(2) 市外業者選定理由書の提出

市外業者を下請業者に選定した場合は、「市外業者選定理由書」の提出を新たに求めることにより、市内中小企業の下請参入を促進します。

(3) 下請業者の把握の徹底

2次以下の下請契約を含むすべての下請契約について、「下請負契約等の通知書・変更通知書」の提出の徹底を図るとともに、工事案件ごとに「下請業者（市内・市外）集計調書」を作成し、市内業者の参入数及び割合の正確な把握を行います。

3 暴力団からの不当要求排除の取組に関する優遇措置の導入 (平成23年1月11日広報発表済み)

暴力団からの不当要求を排除するため、競争入札有資格者の格付において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する「不当要求防止責任者講習」を受講した事業者に対して、10点を加点します。